

佐久圏域の一部市町及び上田圏域における感染警戒レベル5

「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」及び営業時間の短縮等の要請の期間を延長します

令和3年8月17日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

- 佐久圏域の一部市町（小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町）及び上田圏域の全市町村（以下「該各市町村」といいます。）については、8月5日に感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、8月6日には対策の強化として酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間の短縮等の要請を行ったところです。
- 該各市町村にお住まいの皆様、県の要請に応じていただいた事業者の皆様のご協力により、爆発的な勢いで感染拡大は何とか抑制されている状況であり、深く感謝いたします。
- しかしながら、直近1週間（8月10日～16日）の新規陽性者数は佐久圏域で64人、人口10万人当たりでは31.28人、上田圏域で68人、人口10万人当たりでは35.04人と、特別警報Ⅱ発出時の直近1週間（7月29日～8月4日）と比較して、それぞれ1.1倍、1.4倍となっており、感染の拡大が継続しています。
- 両圏域とも、首都圏等県外との往来歴がある方の陽性事例が多数確認されており、とりわけ佐久圏域では直近1週間の新規陽性者（調査中除く）の半数近くとなっています。
- 8月6日には全県に「医療警報」を発出し、県民の皆様のご協力をいただきながら、県として全力を挙げて対策を講じていますが、全県の確保病床に対する入院者の割合は44.5%（R3.8.16時点）と「医療非常事態宣言」発出の目安となる50%に迫っています。
- 佐久圏域及び上田圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも深刻な影響を及ぼす恐れがあります。
- このため、該各市町村において、8月18日までとしていた**感染警戒レベル5「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」**及び**営業時間の短縮等の要請の期間**を9月1日まで延長します。

2 感染警戒レベル5「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の期間延長

該各市町村にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様に対して、別紙「特別警報Ⅱの延長に伴う感染拡大防止のお願い」について協力を要請します。また、県外往来歴のある方や感染経路不明者から家族や職場の同僚に感染が拡大する事例が後を絶たないことから、特に次の点については格段のご協力をお願いします。

- 信州への帰省及び県外への訪問は、控えるようお願いいたします。別荘等での二地域居住者の皆様も、この時期の県を越えての移動は控えるようお願いいたします
- 人と会う機会をできるだけ減らすようお願いいたします
(人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意を。)
- 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

3 営業時間の短縮等の要請の期間延長

- 飲食店に係る陽性者の発生については、佐久圏域では確認されておらず、また上田圏域においてもわずかに抑えられています。これまでの飲食店の皆様のご協力に改めて感謝いたします。
 - しかしながら、両圏域ともに、感染の拡大が継続しているため、人流を抑制し、感染拡大を未然に防ぐ観点から、酒類の提供を行う飲食店等に対する施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）についての協力要請の期間を延長します。（特措法第 24 条第 9 項）
- ※ 期間以外は令和 3 年 8 月 6 日の要請内容と同様です。

【要請期間】 9 月 1 日まで（当初の要請期間は 8 月 18 日まで）

【対象地域】 佐久圏域：小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町

上田圏域：上田市、東御市、長和町、青木村（圏域内すべての市町村）

【要請内容】

種 類	区 分		要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第 11 条第 1 項第 11 号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 認証店		営業時間短縮 （5 時～20 時） （特例あり※）
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第 11 条第 1 項第 14 号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 非認証店	ガイドライン 遵守	営業時間短縮 （5 時～20 時）
		ガイドライン 非遵守	休 業

※「信州の安心なお店」認証店における特例

- ・ 認証店は、20 時以降も営業を継続するか、時短要請に応じるかを選択できます。（営業を継続した場合は協力金の支給対象外です。）
- ・ 営業を継続する場合は、20 時以降は、1 グループは「同居家族又は 4 人以内」、利用する時間は「2 時間以内」に限定します。
- ・ 営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。
- ・ 新たに認証申込があった場合は速やかに確認し、認証手続きを進めます。

なお、「信州の安心なお店認証制度」は認証店における新型コロナウイルス感染のリスクゼロを保証するものではありません。

4 該当市町村における県の支援策等

① 県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者へ協力金を支給します

【全体】

- 売上げ規模に応じて支給（2.5～7.5 万円／日）※中小企業の場合

【信州の安心なお店認証店（特例）】

- 既に（8 月 8 日以前に）認証されている事業者様
20 時以降も営業を継続するか、全期間時短要請に応じるか、原則として要請開始日に選択していただく（要請期間中（延長期間中含む）に変更することはできません）

- 要請期間中（延長期間含む）に新たに認証された事業者様
認証日まで：時短要請に応じていただく（協力金の対象）
認証日 ：20時以降の営業継続か、時短要請に応じるか選択いただく
- ② 地域経済を活性化するために該当市町村が行う事業者支援の取組に対し交付金を支出します
- ③ 主要駅など人の集まる場所において感染防止対策の徹底について注意喚起を行います（新規）
- ④ 陽性者を早期に発見し、感染拡大を防ぐため、
 - 積極的疫学調査によるPCR検査等を広範に実施します
 - 県外往来された方等を中心に、無症状者に対するPCR検査を実施します（新規）
- ⑤ 「信州の安心なお店」認証店の従業員の皆様を対象とし、県のワクチン接種会場において早期の接種を進めます（新規）
- ⑥ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、該当市町村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請します
- ⑦ 県機関においては、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割振り等により、執務室内での従事職員数を概ね5割削減します

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナへの感染は、注意していても完全に防ぐことはできません。仕事や家庭の事情等で緊急事態宣言発出地域等から来県される方もいらっしゃいます。様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

差別や誹謗中傷を恐れた受診控えなどは、かえって感染の拡大にもつながりかねません。

「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、県民みんながこの危機を乗り越えていきましょう。

特別警報Ⅱの延長に伴う感染拡大防止のお願い

1 県民、来訪者・旅行者等の皆様への協力依頼

- ① 人と会う機会をできるだけ減らすようお願いします（特措法第24条第9項）
（人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意を。）
 - 可能なら電話やオンラインで済ませてください。
 - 混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください。
- ② ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします（特措法第24条第9項）
 - 同窓会や親族の集まりなど、普段会わない方との会食は控えてください。
 - 同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください。
 - できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください。
 - 「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します。
- ③ 20時以降に酒類を提供する飲食店等を利用する場合は、長野県が認証している「信州の安心なお店」を選択し、1グループは同居家族又は4人以内、利用する時間は2時間以内とするとともに、感染対策を徹底するようお願いします
- ④ 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を自粛するようお願いします
- ⑤ 信州への帰省及び県外への訪問は、控えるようお願いします。別荘等での二地域居住者の皆様も、この時期の県を越えての移動は控えるようお願いします（特措法第24条第9項）
- ⑥ 出張等での来訪者、旅行者の方は、上記①、②及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします（特措法第24条第9項）。また、③及び④についてもご協力をお願いします

2 事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者は、状況に応じ入場制限等を実施してください（特措法第24条第9項）
 - 入場者数の制限（人と人との距離を概ね2メートル程度確保）
 - 施設内での物理的距離の確保
 - 十分な換気
 - 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - 客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、カラオケ設備の利用提供を控えるようお願いします

- ③ イベントの開催は慎重に検討してください（特措法第24条第9項）
 - 感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討してください。
- ④ 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

【従業員に対する感染防止対策】

- ⑤ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ⑥ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください
 - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ⑦ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

3 学校設置者等の皆様への協力依頼

- ① 県立学校においては、感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い活動については、中止または延期します
 - 感染リスクの高い学習活動の中止
 - 安全な実施が困難である学校行事の中止・延期
 - 部活動の活動時間の短縮と、学校が独自に行う練習試合、合宿の中止
- ② 特に、夏季休業期間中は、真に必要な場合以外は、学習活動、学校行事、部活動等
は行いません
- ③ 市町村立及び私立の学校設置者の皆様には、県立学校と同様の対応をとるよう協力を
お願いします
- ④ 保育所等設置者や子どもの居場所を管理・運営する皆様には、感染防止対策を講じ
てもなお感染リスクが高い活動の中止・延期と感染防止策の徹底について協力を願
いします

該当市町村にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は「この夏を過ごすにあたってのお願い（7月30日改定）」にもご留意ください。

10 圏域の感染警戒レベル (R3. 8. 17 現在)

感染警戒レベル5の圏域等

2 圏域 14 市町 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町、上田圏域、諏訪圏域、松本市、塩尻市、安曇野市、長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村

感染警戒レベル4の圏域

7 圏域 佐久圏域、上伊那圏域、南信州圏域、松本圏域、北アルプス圏域、長野圏域、北信圏域

感染警戒レベル3の圏域

1 圏域 木曽圏域

